

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
連合大阪河内地域協議会
議 長 鳥 井 一 雄 様
連合大阪南河内地区協議会
議 長 畠 山 利 次 様

大阪狭山市長 古川 照人



2023(令和 5)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

標記の要請について、下記のとおり回答します。

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)雇用対策の充実・強化について (★)

<継続>

①人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、コロナ禍によって新たに飲食業や情報サービス業なども含め、さまざまな業界で人材不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化へ向けた取り組みを強化・推進すること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

南河内 6 市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する合同就職面接会や、就労・労働等に関する各種相談会等において、近隣自治体と連携し、人材不足が深刻化している業種、職種のイメージアップや理解を深めるための取り組みの強化・推進に努めます。

(2)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

地域就労支援事業について、本市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、南河内 6 市町村で構成する「雇用促進広域連携

協議会」で実施する事業で、求人求職フェア等を実施しているほか、求職者に対する職業能力開発講座や、「地域若者サポートステーション事業」を活用した相談事業を実施しています。

さらに、南河内地域労働ネットワークの加盟や支援団体等の協力により、支援体制の強化を図ります。

回答【子育て支援グループ】

ひとり親家庭への就労支援については、市役所窓口に母子・父子自立支援員を配置し、就業に結びつきやすい資格を取得するための費用を援助する高等職業訓練促進給付金制度をはじめ、自立支援教育訓練給付金制度等の案内を随時行っています。また、大阪府立母子・父子福祉センターや母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関とも連携しながら支援を必要とされるひとり親への情報提供や相談に対応しているところであり、今後も一層の連携強化を図ります。

<継続>

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

回答【人事グループ】

令和4年6月1日現在における本市の障がい者雇用率は、2.6%の法定雇用率を満たしている状況です。また、「大阪狭山市障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者活躍推進に向けた取組みを進めているところです。

今後も、障がい者雇用率を充足できるよう、採用試験を計画的に実施するとともに、障がいをもつ職員が能力を発揮して活躍でき、継続して働き続けることができるよう、その特性に応じた合理的配慮や相談体制の充実などに努めます。

回答【福祉グループ】

本市では、障がい者の経済的自立に向けた就労環境の推進は重要なことと位置づけ、計画相談支援の活用を積極的に推進し、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援等の福祉サービスの効果的な活用につなげています。また、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を2カ所設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら雇用を促進するなど、障がい者の就業の支援に努めています。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

障がい者雇用に関する法改正等の情報収集に努め、大阪府や大阪狭山市商工会などと連携し、市民・事業者を対象とした周知啓発活動を実施するなど、法の趣旨の普及や市内の中小企業等への障がい者雇用の実施の啓発や情報提供に努めます。

<補強>

(3)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では現在、平成28年に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」と連動した内容の「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた各種施策を実施しています。

令和5年度には、令和6年度からの10年間を計画対象期間とする「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を新たに策定する予定となっており、本プランについても「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた内容を反映し、各種施策が着実に実施されるよう進めてまいります。

また、国際連合サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標のひとつである「ジェンダー平等」を推進する取組みとして、本市の男女共同参画推進プランに関するホームページに、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」についても併載するなどし、市民への情報発信に努めます。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

回答【人事グループ】

令和3年度に策定した特定事業主行動計画(後期計画)に基づき、女性職員が様々な政策形成や方針決定の場に参画することができるよう、適正な職員配置に努めるとともに、長期研修への積極的な派遣などキャリア研修の充実を図りながら計画的な人材育成を行っています。

男性の育児休業取得促進については、同計画の中で目標値を掲げるとともに、短期間での育児休業取得も含めた取組みを進めており、引き続き、誰もが育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では現在、平成31年に改定した「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた各種施策を実施しており、同計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づいた「女性の職業生活における活躍についての計画(市町村推進計画)」に位置付けています。

大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）において、仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発活動として、男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、料理や親子でのDIY体験等、男性を対象にした講座を実施しています。また、女性の就労や起業に向けた支援として「女性のためのキャリアカウンセリング」や学習・研修事業「私にだってできる！起業のコツを学ぼう」を実施しています。

事業所に対する啓発については、大阪狭山市企業人権協議会、大阪狭山市商工会と連携し、事業所を対象とした研修会を実施しており、令和3年度は、「事業所におけるハラスメント防止」をテーマにした研修を実施しました。

今後も引き続き、本市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）や庁内各部署、関係団体等と連携した取組みを行うとともに、女性活躍推進法の周知に努めます。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携しながら、制度に関する情報の収集や発信に努めます。

<継続>

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

回答【人事グループ】

パワーハラスメント防止対策としては、あらゆるハラスメントに対応する指針を整備し、全職員に通知するとともに、研修の実施や職員への意識啓発を通じてハラスメントについての正しい理解を促し、ハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。

また、令和4年6月からは外部相談窓口を設置することで、職員が安心して相談できる環境を整備し、相談対応体制の充実・強化を図っているところです。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、法制度を周知するセミナーを実施しています。今後も、大阪府や大阪狭山市商工会などと連携しながら、職場でのハラスメントに対する相談対応体制の強化について、周知啓発活動に取り組めます。

<補強>

(5) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

回答【健康推進グループ】

本市では、がん治療と仕事の両立の相談窓口として、がん相談支援センターの紹介を行っています。また、南河内2次医療圏のがん診療連携拠点病院と医師会、行政等で構成される南河内がん医療ネットワーク協議会において、地域のがん医療の充実を図るための連携に努め、がん診療連携拠点病院等で開催されるセミナーや講演会について市民に情報提供を行っています。引き続き、市民への健康や医療に関する情報提供に努めます。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や大阪労働局、市商工会などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、トライアングル型サポート体制や働き方改革実行計画について、市広報誌や市ホームページを活用し情報提供、啓発を行います。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は、条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。

また、市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

中小企業振興施策の基本方針等について定める「中小企業振興基本条例」について、府内市町村の制定状況も含めて、調査・研究を進めます。また、国や大阪府の中小企業振興施策の積極的な活用を図るとともに、効果的な周知方法を検討してまいります。

<継続>

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や大阪狭山市商工会との連携を強化し、「カイゼンインストラクター養成スクール」制度について、調査・研究を行います。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市（町村）の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

中小企業の支援策として、技能五輪の予選と併せて実施される各都道府県が実施する国家検定である技能検定の受検費用を、市内の中小企業者及び小規模企業者が、事業者負担で従業員を受検させ合格した場合、受検手数料の半額を交付する、大阪狭山市技能検定受検手数料補助金制度を設けています。今後、この制度の広報と併せて技能五輪の情報の発信に努めます。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

事業継続計画（BCP）の策定・運用については、市及び大阪狭山市商工会において、事業継続力強化支援計画を策定済みであり、今後は、大阪狭山市商工会と連携しながら、対象となる中小企業に対し、引き続き周知啓発活動に取り組みます。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携しながら、引き続き、法の趣旨の普及を促進する情報の発信や相談体制の整備に取り組みます。

<継続>

(3)公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

回答【法務・契約グループ】

公契約条例については、1つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後も国に要望します。

総合評価入札制度の導入については、現在の執務体制では評価体制の整備が困難であることや、実施に係る負荷を勘案し、現時点では考えていません。

<新規>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

第五次大阪狭山市総合計画におきまして、事業者の社会的責任として、事業活動を通じた社会課題の解決を明記しており、この対象として海外での事業活動における各種法令順守についても含まれています。引き続き、大阪狭山市企業人権協議会等の関係機関と協力し、市内事業者に対してサプライチェーンを含め、人権デュー・デリジェンスの必要性について周知します。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携し、中核的労働基準遵守の重要性について、市広報誌や市ホームページ等を活用しての情報提供、啓発に努めます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

回答【高齢介護グループ】

団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年度までに、保健・医療・介護や介護予防、住まい、生活支援などの各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、大阪狭山市地域包括支援センターを中心とし、様々な関係機関と連携・協力し取り組みを進めています。

また、大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画に基づき、「介護予防・重度化防止の充実」「認知症施策のさらなる展開」「地域共生社会を踏まえた支え合いの仕組みづくり」を重点課題として位置付け、高齢になっても住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らすことができるまちをめざし、今後も施策の充実と市民への普及啓発を推進します。

<新規>

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキ

ルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

回答【生活援護グループ】

生活困窮者自立支援事業については、専門性の高い事業であることから大阪狭山市社会福祉協議会に委託を行っています。これまでも社会福祉協議会と連携して支援員の育成等を行ってきましたが、今後も国や大阪府の研修等を利用して、スキルの維持・向上に努めます。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市（町村）民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

回答【健康推進グループ】

本市では、乳がん検診、子宮頸がん検診について、毎年受診できる体制を整えています。また、30歳から39歳までの女性を対象に乳がん（エコー）検診も実施しています。そのほか、はたちの集いや乳幼児健康診査の機会を活用し、若い世代への子宮頸がん検診や乳がん検診の受診勧奨などに努めており、引き続き取り組みます。

また本市では、健活おおさか推進府民会議に入会し、健康づくりを推進する“オール大阪体制”の一員として健康づくり活動に取り組み、「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」のポスターの掲示やパンフレットの配布等により、市民への周知を図っています。健康まつりなどアスマイルのポイント付与の対象となる事業はイベント登録を行い、市民への参加をすすめており、今後も継続して取り組みます。

(4) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、関連する情報について収集・発信に努めます。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

回答【健康推進グループ】

医療法に基づき、大阪府において「大阪府地域医療構想」や「大阪府医師確保計画」、「大阪府外来医療計画」が策定され、医師の地域偏在や診療科偏在の解消、疾病構造の変化を踏まえた医療提供体制の確保に取り組まれています。また、医療機器新規購入・更新した医療機関への医療機器の共同利用に関する意向調査を行い、効率的な活用の検討が行われています。出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取り組みとしては、病院が負担する代替医師の人件費や復職支援研修に係る経費等の一部を大阪府において補助するなど、女性医師の離職防止や定着を図るための取り組みが行われています。

本市では、市長会等を通して産科・小児科・救急科において、医師等の確保と地域における医師偏在の解消など、地域の実情に応じた医療体制の構築等のために必要な対策を講じていただくよう国、大阪府に対して要望を行っています。今後も大阪府南河内保健医療協議会や大阪府南河内医療・病床懇話会等を通して、地域医療構想等の進捗状況について情報共有を行いながら、在宅医療も含めた必要な医療提供体制について、近隣市町村とも連携し、引き続き国や大阪府に要望してまいりたいと考えています。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

回答【高齢介護グループ】

介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、処遇改善加算が充実・拡充されるよう、今後も引き続き、国や府に対し要望します。

市においても、介護人材等の確保対策が適切に実施できるよう、大阪府等と連携を図りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」に向けた支援が行えるよう検討しています。ハラスメント対策については、関係部局とも連携しながら

啓発に努めます。また、総合事業における緩和した基準による、サービス提供従事者研修を定期的に開催し、その周知に努め幅広く介護人材の育成を図っています。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、関連する情報について収集・発信に努めます。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

回答【高齢介護グループ】

大阪狭山市地域包括支援センターが持つ機能や役割が十分に発揮できるよう、人員体制の確保や福祉・介護・医療等の様々な機関と連携し、課題の早期発見が可能となるよう相談体制の充実・強化を図り支援を行っています。また、身近な相談機関としての役割を強化するために、令和2年度にニュータウンサテライトを市内でも特に高齢化率が高い南部地域に開設し、日常生活の支援体制を拡充したところです。大阪狭山市地域包括支援センターの周知を、市内の民間事業者や医療機関、商業施設や金融機関等にも個別に周知するとともに、地域の諸団体等に出前講座を行う等、センター業務の普及啓発に努めています。

また、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、引き続き相談支援体制の充実や介護予防、健康づくりの推進と社会参加の促進に努めるとともに、高齢者と子どもの交流の施策につきましても、関係部局と連携しながら検討します。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

回答【保育・教育グループ】

第2期子ども・子育て支援事業計画における保育の提供体制と利用実績に乖離が生じたため、当該計画の中間見直しを行うことを前提に、令和4年度に小規模保育事業所1か所を開設し、令和5年度には保育所1園を開設します。

新設した小規模保育事業所における連携施設の確保については、連携施設の拡充に向け、必要な支援を行っています。

また、待機児童の解消のために必要な支援を大阪府に求めます。なお、障がいのある児

童の受け入れや、兄弟姉妹の同一施設への入所などについては、従来から保護者の意向等の把握に努めながら利用調整を行っています。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

回答【保育・教育グループ】

保育士等については、引き続き必要な人員の確保と適正配置に努めるとともに、会計年度任用職員制度の趣旨、職務に応じた任用・勤務条件の確保、運用に努めます。

また、保育・教育の質の向上のため、今後も更なる研修内容の充実と参加機会の拡大を図り、保育の質の確保に努めます。

回答【放課後こども支援グループ】

放課後児童支援員については、円滑に事業運営が行えるよう人員の確保や適正な配置に努めるとともに、今後も給与水準等を含む労働条件の改善や働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

また、研修については、多様な現場ニーズに則した幅広い分野の講師などを招きながら、定期的かつ効果的な実施に努めるとともに、外部機関が主催する研修会への参加勧奨も行いながら、引き続き、放課後児童支援員の資質向上に取り組めます。

なお、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、人材の定着率を上げる（離職率を下げる）観点から、引き続き現場実態を踏まえ、活用を検討していきます。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

回答【保育・教育グループ】

病後児保育、延長保育などについては、需要に見合った実施体制を維持しながら、今後も国基準に基づき補助をしていきます。

また、予約システムの整備については、本市の現在の利用状況からは直ちに導入の必要性は低いと考えていますが、今後、先行導入している自治体の状況や課題、費用対効果等もふまえながら、調査・研究していきます。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

回答【保育・教育グループ】

現在、本市には企業主導型保育施設はありませんが、今後、開設された場合には施設指導監査等の機会を通じ、保育の質の確保には十分注意していくとともに、適正に事業が運営されるよう積極的に関与していきます。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

また、「子ども食堂」「子どもの居場所」などの支援体制については、学校校区内に留まらず、子供が気楽に訪問、参加ができる支援体制を構築すること。

回答【生活援護グループ】

子どもの学習・生活支援事業を平成30年度から実施しています。小学校4年生から中学校3年生までを対象としており、支援内容も学習支援だけではなく、居場所づくりに重きを置き、他児童・生徒とコミュニケーションを取ることでスキルアップに繋がることを目的としています。

また、子ども食堂への支援策については、当事業の現状と子ども食堂の現状を考慮し、双方にとってより良い事業となる方法を引き続き検討します。

回答【社会教育グループ】

子どもたちが食事などを通じて、地域の中で安心して過ごせる居場所づくりに取り組む団体に経費の一部を助成し、子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めることを目的とした、『子どもの居場所づくり推進事業費補助金』制度については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会活動への大きな制限等により、現在、補助金交付申請団体はない状況です。

今後は、社会経済活動の回復とともに、改めて多くの団体に活用してもらえるよう補助金制度のさらなる周知とともに、コロナ禍における新たな生活様式の中で、より補助金を活用しやすくなるような内容の充実に努めます。

「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築と子どもが気楽に訪問、参加ができる支援体制の構築については、今後、市内全小中学校に導入を予定していますコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進の中で、地域の子ど

もたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりの取組みを通じ、幅広い地域に関わる人たちの参画を得て連携・協力できる体制づくりに努めます。

回答【子育て支援グループ】

子どもの貧困対策については、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画の中に子どもの貧困対策の充実について柱立てし、教育支援、生活支援、保護者の就労・社会的自立に向けた支援、経済的支援の4つの視点から庁内部局が連携し、毎年PDCAサイクルにより効果の検証も行いながら進めています。

また、本市では毎月第1・3土曜日の午前中を開庁し、ひとり親家庭への支援に関する各種業務も含め、窓口業務を中心とした行政サービスの提供を行い、平日に市役所をご利用できない方への利便性の向上を図っています。また、電子メールによる相談についても随時受け付けをし、必要に応じて相談や関係機関へのつなぎも行っています。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

なお、支援体制の行う職員の配置については、労働力不足が原因で一部の職員の負担とならないように労働力確保に努めること。

回答【健康推進グループ】

保健センターでは、子育て世代包括支援センターとして、助産師や保健師等の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時等において妊婦の全数面談に努め、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援に取り組んでいます。また、産婦健診や産後ケア事業等により産科医療機関と連携を図り、産後うつや早期発見、新生児への虐待予防などにも取り組んでいます。そのほか、こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査等を通して、保護者の育児負担や虐待の早期発見に努め、子育て支援関係機関と連携を図りながら、相談支援に取り組んでいます。

相談業務を担う専門職は、府等が開催するさまざまな研修に参加し、相談業務の専門性を高めています。

回答【学校教育グループ】

児童虐待について、学校が事象を把握した場合は、速やかに関係部局と連携し、対応しています。また、大阪狭山市子どもネットワーク協議会の関係機関による会議にも参加し、当該児童生徒のモニタリングも行っています。

回答【子育て支援グループ】

オレンジリボン運動については、子育て情報アプリや市広報誌、市ホームページをはじめ市内の子育て支援拠点施設等で啓発を行うとともに、例年、児童虐待防止月間には、市

職員が率先してオレンジリボンをつけ、学校園とも連携しながら啓発ポスターやリーフレットも配架しています。

本市では令和3年7月から子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく支援できるよう、関係部署とより一層の連携を密にし、相談体制の強化を図っています。また担当者個々のスキルアップのため、これまで大阪府が開催する児童家庭担当者向けの研修等へも随時参加させるとともに、必要な人材の確保にも努めてまいりたいと考えています。

なお、未然防止対策として、市内4か所で実施している地域子育て支援事業では、子育てに対する不安の解消や家庭での孤立を防ぐため、親子で気軽に楽しめるあそび場の提供や、子育て講座、子育て相談、保護者と地域と行政をつなぐ市認定子育てサポーター事業をはじめ、保育・子育てコンシェルジュによる利用者支援事業などの子育て支援の充実に取り組んでいるところですが、学校園を含めた関係部署との連携強化も図りながら、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

回答【福祉グループ】

本市では、介護・障がい・子ども・困窮等の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、複合・複雑化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を令和3年4月1日から実施しています。

この実施体制におきまして、市内の地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活サポートセンター、子育て世代包括支援センター（ぽっぽえん、UPつぶ、保健センター）、CSWなど相談支援機関及び市の関係部署の連携を強化することにより、横断的な相談・支援体制の構築に努めています。

回答【生活援護グループ】

大阪狭山市地域包括支援センターや学校等と情報共有を行いヤングケアラーの早期発見を行うとともに、大阪府等の研修を利用して事例や概念への理解促進に努め、相談体制の強化に繋げていきます。

回答【学校教育グループ】

「ヤングケアラー」の支援強化については、周囲が悩みに気づける体制づくりが必要であると考えており、子どもにアンケートや個別面談を行ったり、スクールソーシャルワーカー等と連携したりし、適切な支援につなげられるよう取り組みます。

回答【子育て支援グループ】

本市では、令和3年度からの重層的支援体制の枠組みにより、庁内はもとより、関係機関が連携しながら、ヤングケアラーへの対応も含め、こどもからお年寄りまで、課題を抱

えた方が専門職による相談を適切に受けていただけるようその体制を構築しています。

<継続>

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

回答【健康推進グループ】

相談者に対応する保健師等担当者は、大阪府富田林保健所等で開催される研修に参加し、情報収集や相談スキルの向上に努めています。また、市広報誌や市ホームページにおいて、大阪府こころの健康総合センターなど様々な相談窓口についての情報を掲載し、周知を行っているところです。悩んでいる人に早期に気づき、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」の養成にも継続して取り組んでおり、今後も、相談体制の充実に努めます。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大により、望まない孤独や孤立、生活困窮等によって、不安や課題を抱える女性などが社会とのつながりを回復することのできるよう、令和3年度に国の地域女性活躍推進交付金を活用して、大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）において専用電話相談窓口「大阪狭山市女性のためのよりそいホットライン」を開設しました。

専用電話相談窓口には、女性のさまざまな悩みや不安な気持ちに寄り添える専門の女性相談員を配置し、支援の必要な相談者には、途切れることのないよう支援につなげています。

併せて、経済的な理由等で生理用品の準備ができない「生理の貧困」への対策として、大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）において、生理用品セットの提供を行うとともに、必要に応じて、適切な機関につないでいます。加えて、市内小中学校・府立狭山高等学校と連携し、児童・生徒に対し、学校の保健室や女子トイレで生理用品を提供しています。

また、令和3年度からは女性カウンセラーによる相談日時を拡充したほか、女性弁護士と婦人相談員による「女性のくらし特別法律相談会」を新たに開催し、家庭や仕事、生活の中での悩みや困りごとについての相談体制の強化を行いました。

コロナ禍の長期化により、特に大阪府域では社会全体への影響は未だ収束しておらず、雇用や家庭の問題をきっかけに生活困窮や生活課題に直面するケースが継続して発生しており、一年を通して、新規利用者がいることやアウトリーチにおける中期的な働きかけによる成果を検証する必要があることから、国や大阪府の補助金を活用する等、財源確保に努めるとともに、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を継続して行うために、相談体制の充実に向けて、引き続き取り組みます。

回答【学校教育グループ】

今後も自殺対策計画に基づき、関係機関と連携しながら、全庁的に支援に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

回答【学校教育グループ】

子どもの学びの質を高めるための取組みとして、市内の全小中学校において、少人数指導による習熟度別指導を行っています。担当する教員については、大阪府の習熟度別加配教員を活用しています。あわせて、より丁寧に学習をサポートするために支援員も配置しています。

教職員勤務時間を客観的に把握するために、令和 3 年度から各学校に出退勤システムを導入し、活用しています。教職員の欠員対策としては、講師の獲得にむけて、市広報誌や市ホームページで募集をかけたり、教員養成課程のある大学に人事担当者が説明会に行くなど幅広く人材確保のため工夫しているところです。

スクールカウンセラー（SC）については、中学校は各中学校に 1 名ずつ、小学校は 2 名で 7 校を担当し、児童生徒、保護者、及び教職員の相談にあたっており、スクールソーシャルワーカー（SSW）は、市内で 2 名配置しています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

回答【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な生徒が安心して学校に通うことができるようにすることは、非常に大切なことであるととらえており、市長会等を通じ、機会をとらえて国に要望します。

本市では教育の機会均等を目的とした「大阪狭山市育英金」の貸付制度を設けています。高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程へ進学を希望し、又は在学し、経済的な理由のために就学が困難な方を対象に、在学する高等学校等の最短就業年限の卒業期まで、月額最大 12,000 円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けていません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しています。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ

時間を設定すること。

回答【学校教育グループ】

学習指導要領に記載のあるキャリア教育の充実に基づき、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、教科横断的な学習などにおいて、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定しています。また、さまざまな職業や企業の方を学校に招き、職業講話を行う、SDGsの持続可能な取組みについてアイデアミーティングを行うなど、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促しています。

<新規>

(4) 消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

成年年齢引き下げを受け、若年層向け消費者被害防止啓発リーフレットを市内府立高校に配布します。今後も、消費者被害の拡大が懸念される若年層の消費者教育を推進します。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

SNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するため、令和2年12月から「部落差別」や「外国人差別」等の人権課題を対象に、インターネット上の差別書き込みのモニタリングを試行実施し、実態の把握に努めています。本格実施に向け、サイト管理者やプロバイダ事業者等への削除要請を含む実効性のある取組みとするため、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会での審議及び大阪府のインターネット条例で示される具体的施策を踏まえ、あらゆる差別の解消に向けた取組みを推進します。

また、各種周知啓発として、令和3年12月からは公共施設におけるヘイトスピーチの発生抑止に向けて、市ホームページの施設予約システムの説明に啓発文をリンクし、周知啓発に努めています。インターネット上の人権侵害事象を含むあらゆる差別の解消に向けた啓発につきまして、大阪狭山市人権協会と共催で研修会や学習会、各種啓発イベントを開催するとともに、市職員研修においても、アンコンシャス・バイアスやマジョリティ特権等の差別構造の理解、ヘイトスピーチを含むインターネット上の人権問題等をテーマに

職員研修を実施しています。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市（町村）一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市にも条例設置をめざすこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）における講座や職員研修を兼ねた大阪狭山市人権協会の人権学習等において、性の多様性をテーマにした講座を実施してまいりました。また、男女共同参画推進プランの見直しにあっても、性の多様性に関する教育の推進を追加し、施策の充実を図っています。

令和2年度には全職員を対象に、当事者を講師に招いて行政における取組みについての職員人権研修を実施しました。研修内容を踏まえ、誰もが利用しやすい行政施設の環境整備や本市事務事業における実効性のある取組みを実行できるよう職員向けのLGBT及びSOGIに関する理解促進ハンドブックの作成に取り組んでいます。

現在、市独自の条例制定はしていませんが、現在、大阪府庁・堺市庁舎のみで取り扱っている「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の受付拡充等、制度の利便性の向上と、府管理施設等における取組み事例の周知を大阪府へ要望するとともに、府条例の主旨に沿った行政運営に努めます。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

回答【人事グループ】

職員の採用試験は、標準職務遂行能力及び適正の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して、平等の条件で公開されなければならないものです。

職員採用試験において、「公正な採用選考」の趣旨を正しく認識し、採用活動を行うため、庁内向けに通知等を発信するなど、組織全体として更なる取組と意識の向上を図っています。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、毎年6月の就職差別撤廃月間に市広報誌で就職差別撤廃の啓発記事を掲載するとともに、ハローワーク、大阪狭山市企業人権協議会と合同で街頭啓発やポスター掲示

による啓発を実施しています。

また、大阪狭山市企業人権協議会でも、年間を通して公正採用に関する研修やフィールドワークを実施し、大阪企業人権協議会やハローワークが実施する研修会への参加を呼びかけ、「人権リーダー養成講座」へは加盟事業所から毎年複数人が参加しています。

部落差別解消推進法の周知啓発については、法施行月である毎年12月に市広報誌において周知に取り組んでいますほか、令和4年度は国内初の人権宣言である「水平社宣言」から100年の節目を迎えるにあたり、12月の人権週間事業として、大阪狭山市人権協会と共催し、リバティおおさか（大阪人権博物館）巡回パネル展「部落問題を考える」を市立公民館で開催し、令和5年2月には大阪狭山市人権協会、大阪狭山市企業人権協議会会員研修として水平社博物館への見学会を開催します。

若年層への就業前教育等、部落差別撤廃に向けた施策につきましては、令和3年度に改定しました「大阪狭山市人権行政基本方針」において、差別を受けた人、見聞きした人の相談窓口の充実や問題解決への取組みと行政職員、児童生徒・保護者及び教職員に対する部落差別についての学習、研修の機会の確保を明記しており、庁内関係部署や大阪狭山市人権協会、大阪狭山市企業人権協議会と連携しながら取組みを進めます。

<継続>

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

回答【行財政マネジメント室】

新型コロナウイルス感染症の拡大の抑制や、地域生活や事業者への各種の対策・支援を講じてきましたが、国の臨時交付金等の財源措置を活用し、黒字決算を維持しています。

今後も、国・府の動向や本市の財政事情に十分に留意しつつ、新しい生活様式に則した行政のデジタル化や地域経済の回復など、新型コロナに伴う行政課題が多くある中で必要に応じて適切な支援を講じるよう要望していきます。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

回答【総務・ICT推進グループ】

本市においては、国が策定する「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に基づいて行政のデジタル化をめざし、行政手続きのオンライン化を進めることにより、手続きの簡素化や迅速化を図っています。

また、大阪府の「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」に参加し、市民サービスの拡充及び業務効率化の両面でデジタル技術を活用した施策を展開するとともに、デジタル化にともなうデジタルデバイドの解消に向けた取組みを進めています。

今後も、行政によるデジタル化の推進に向けた施策の充実に努めます。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

回答【法務・契約グループ】

個人番号の利用に関しては、国が策定する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施していきます。

回答【市民窓口グループ】

マイナンバーカードの普及促進をはかるため、まず、申請については、市ホームページでの周知やイベントでのチラシ配布等により啓発を行っています。交付については、平日以外に第1及び第3土曜日の開庁日と併せて、臨時の日曜交付窓口を開設する等を行っています。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

回答【総合行政委員会事務局】

本市の各選挙の投票状況については、市域の中心に位置し、交通手段の充実した市役所内に設置している期日前投票所での投票者数は増加しているものの、選挙当日投票所での投票者数は減少傾向にあり、現状の運営でおおむね妥当と判断しています。

なお、本市では、平成19年4月の統一地方選から投票所を増設しており、市内の投票区内は、いずれも徒歩で移動可能な距離に投票所を設置しています。

また、1投票所あたりの有権者数や投票の秘密の確保、地勢等様々な観点を勘案したうえで投票所を設置していることから、現時点では、投票所の増設や施設側からの公募は考えていません。

投票方法については、記号式だけでなく、電子投票も含め、国や大阪府の動向を注視しながら、引き続き調査・研究し、投票者の利便性と投票率の向上に努めます。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」

による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

回答【生活環境グループ】

本市では、平成26年度に策定しました「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」を設置するなど、市民、事業者と協働でごみの削減に取り組みました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じています。

また、「食品ロス」について、啓発チラシの配布・講演会や啓発映画上映会の実施等の啓発活動を行ってまいりました。今後も「3010 運動」等の周知など、新たな取り組みも行い、ごみの排出抑制と循環型社会の形成の実現をめざします。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

大阪府や関係機関と連携しながら、制度に関する情報の収集や発信に努めます。

< 継続 >

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

回答【福祉グループ】

大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っています。

< 継続 >

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

本市消費生活センターでは、消費者への情報提供や注意喚起について、市民を対象とするだけでなく、高齢者や障がい者、またその介添者、学校教職員を対象としたセミナー

を行っていきます。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

回答【危機管理室】

高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止対策として、自動通話録音装置の無償貸与や市広報誌、市ホームページ、登録制メール、FAX、電話を活用した災害・緊急情報配信システムによる注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、各種イベント等による啓発活動に努めています。特に、防犯委員会では特殊詐欺防止のチラシを作成し、市広報誌に折り込みを行い、周知を図っています。

回答【高齢介護グループ】

特殊詐欺などの犯罪被害防止のために、市内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等と連携して、SNS等の電子媒体だけでなくチラシやポスターを用いて周知を図り、注意喚起に努めているところです。

<継続>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

回答【生活環境グループ】

本市では、地球温暖化対策として、平成 20 年度に環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の運用を開始、公共施設の登録拡大を図り、市内の事業者として低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。さらに、毎年、大阪狭山市商工会と連携のう え、市内の事業者に対して「エコアクション 21」の導入説明会を開催しています。

今後も引き続き、住宅都市としての特性を活かし、グリーン成長戦略の実行計画で示されている家庭・オフィス関連産業を中心に、市民や事業者のエネルギー意識を喚起し、再生可能エネルギーの普及促進に繋がるよう、さらなる周知及び啓発を推進します。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

回答【生活環境グループ】

本市では、市民を対象に住宅用再生可能エネルギー等の導入費用に対して補助をすることにより、温室効果ガス排出の削減、エネルギー自給率の向上による省エネルギー対策及び自立的なエネルギーの確保等を推進しています。また、市役所内にエコ・ステーション（電気供給施設）を設置することにより、次世代自動車の普及促進を図るとともに、スマートグリッドの構築を周知啓発する取組みの一つとして、公用車にハイブリッド車を導入し、庁舎の使用電力の削減に有効活用しています。今後も引き続き、市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの導入促進の支援強化を図ります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターを設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

回答【土木グループ】

市内3駅のバリアフリーの整備促進につきましては、鉄道事業者と協議を行い、エレベーター設置や内方線設置などの対策を行ってきました。

本市では、「大阪狭山市鉄道駅バリアフリー化補助金交付要綱」を制定しており、平成30年度には南海電鉄が実施した内方線設置工事にも補助を行っています。

今後も引き続き、バリアフリー化施設の維持管理や補修について鉄道事業者と協議を行います。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

回答【福祉グループ】

本市では、外出を支援するサービスとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律（障害者総合支援法）による移動支援・行動援護・同行援護のサービスに加え、重度の障がい者にはタクシーの初乗り料金を助成するチケットを1年度当たり最大24枚交付し、障がい者の社会参加の促進に努めています。

これらのサービスが効果的に活用されるよう、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所及び計画相談支援で更なる連携を図ります。

回答【高齢介護グループ】

国土交通省では、「心のバリアフリー」の取組を推進する観点から、鉄道における駅ボランティア活用検討会で支援策が検討されており、鉄道駅を中心とした地域サポートアシスタントスタートアップガイドブックを作成し、鉄道事業者や地域の自治体などが連携して取り組めるよう施策を進められています。今後、関係部局等とも連携を図りながら、調査・研究を行います。

回答【土木グループ】

市内3駅のバリアフリーの整備促進につきましては、鉄道事業者と協議を行い、エレベーター設置や内方線設置などの対策を行ってきました。

本市では、「大阪狭山市鉄道駅バリアフリー化補助金交付要綱」を制定しており、平成30年度には南海電鉄が実施された内方線設置工事にも補助を行っています。

今後も引き続き、最適な安全対策について鉄道事業者と共に検討を行います。

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

回答【土木グループ】

自転車運転者マナー問題対策として、11月の自転車マナーアップ強化月間で、市庁舎内でのポスター掲示や、イベント等での交通安全啓発品・チラシ等を配布し、啓発活動を実施しています。今後も引き続き、警察等と連携し、交通マナーの向上に努めます。

<継続>

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

また、幹線路道の損壊状況の情報収集、提供については、地元企業と連携し、早急な修復作業に務めること。

回答【土木グループ】

通学路安全交通プログラムにおいて、本市教育委員会が年に一度、市内の幼稚園、保育所、こども園、小学校から危険箇所を抽出し、管轄の警察署、道路管理者と連携のうえ、総点検や安全対策を実施しています。今後も引き続き、関係部局、機関と連携し、市内の交通安全対策を実施します。

回答【保育・教育グループ】

未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全確保については、「大阪狭山市通学路交通安全プログラム」に基づき危険箇所を抽出し、道路管理者及び警察署等と点検、協議のうえ、順次対策を講じているところです。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

回答【危機管理室】

防災マップの配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動を実施するとともに、自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や感染症防止対策用品を含む防災活動や地域で開設する地域一時避難場所に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしています。また、地域住民や団体と連携し、シェイクアウト訓練・安否確認訓練や災害図上訓練など具体的な訓練を実施しています。

避難行動要支援者については名簿を作成し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備しています。

市ホームページについては、平常時から様々な防災情報を発信するとともに、災害発生時には災害関連情報を集約しトップページに掲載するなど、市民にとって見やすくわかりやすい情報発信に努めています。さらに、災害発生時や緊急時には、登録制のメール、F

A X、電話を活用した災害・緊急情報配信システムにより、迅速に情報発信できるよう努めています。

地域防災計画の改訂や避難所運営マニュアルの修正を行い、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営などの基本方針や基本的な考え方を定めています。

地域における防災力向上の担い手となる人材を育成、確保を目的に、地域で活動されている自主防災組織の会員並びに消防団員等を対象に「防災士」の資格取得に係る費用を補助しています。

<継続>

(6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

回答【危機管理室】

発災時における安否確認及び参集状況を迅速に把握し、動員計画に基づいた災害応急対策体制の確実な整備を行うことを目的として、安否確認サービスを利用した職員安否確認訓練を定期的に行い、人員体制の確保に努めています。

また、自治体間の連携については、近隣市町村と災害相互協定を締結しており、日頃から情報交換を行い、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、連携強化を図っています。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

回答【危機管理室】

河川洪水による洪水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し被害の防止対策の啓発に努めています。

避難情報の提供については、市広報誌や市ホームページで周知を行い、緊急時には同報系防災行政無線、SNS、緊急速報メールや登録制メール、FAX、電話を活用した災害・緊急情報配信システム、状況によっては広報車等で確実な情報伝達に努めています。

回答【土木グループ】

本市では、予測不能な風水害の対策として、道路の舗装状態や側溝、道路付属物などの点検及び清掃を定期的に行い、災害の未然防止に努めています。今後につきましても、引き続き、関係グループと連携しながら災害に強いまちづくりに取り組みます。

回答【治水対策グループ】

近年発生している集中豪雨に対し、梅雨時期前には水路点検箇所の確認や清掃を実施するとともに、降雨予測時には雨雲レーダー等で事前に情報を収集し必要に応じて水門やゲートの切り替えを行い、地域の浸水被害の防止に努めています。

農業用ため池は、一定基準の堤高や貯水量により「水防ため池」と位置づけられ、ため池ハザードマップを作成しました。また、このハザードマップを用いて、地域住民へ情報提供を行い、防災意識を高めていただく取組みも行っています。

さらに、毎年梅雨時期前には自然災害による堤体決壊を事前に防止する取組みとして、大阪府とともに水防ため池の現地点検調査を行っており、その他のため池についても、管理者が適正な維持管理に努めています。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

回答【危機管理室】

大型台風等大規模な自然災害が発生する恐れがあり、実施事業を中止する際は、市ホームページやSNS等で迅速かつ確実に情報伝達できるよう努めています。

また、コロナ禍における避難所運営対策として避難所運営訓練を行うなど、災害発生時のコロナ対策に努めています。

<継続>

(8)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

回答【危機管理室】

公共交通機関が被災した際は、早期に復旧できるよう情報共有を図るとともに関係機関に働きかけます。

回答【土木グループ】

公共交通事業者とは、日頃から情報交換を行い、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、連携強化を図ります。

回答【治水対策グループ】

河川における水害及び河岸崩壊による鉄道被害に際しては、付近住民に被害が及ばないよう、河川及び施設管理者と情報共有し、適切な対応を迅速に行います。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

回答【危機管理室】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、市広報誌等による啓発に努めます。

回答【土木グループ】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、関係部局と協議、連携し、市広報誌等による啓発、公共交通の安全対策を推進します。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

回答【福祉グループ】

市内の地区福祉委員会において、地域課題の共有・解決に向けて各種事業を実施しており、その活動の一部に買い物支援等も含まれているため、市と大阪狭山市社会福祉協議会とが連携してこれらの活動の支援を実施しています。

回答【高齢介護グループ】

本市では、高齢者の生活支援介護予防サービスの充実強化を目的として、生活支援コーディネーターを中心とした地域住民等の多様な関係者で構成する地域づくり協議体を設置し、また、各々地域との意見交換を交えながら、高齢者の生活支援サービスの提供方法などについて検討を進めています。既に、一部の地域においては、買物や、移動販売への取り組みを開始し、高齢者の買物や外出支援を含めた取り組みをモデル的に進めており、各々地域のおかれている状況に合った高齢者の買物や外出につながる支援策を推進しています。

回答【土木グループ】

本市では、交通弱者の支援策として市循環バス事業を実施しており、市内の交通アクセスの空白地を補完し、誰もが手軽に市内公共施設等を利用できる交通手段として運行しています。

<継続>

(11)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者が水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

なお、施策実施の際については、タウンミーティングを開くなどし、地域住民や利用者に対し、より丁寧な情報共有の場を設定すること。

回答【経営総務グループ】

本市の水道事業は、令和3年4月1日から事業主体が大阪広域水道企業団に移行したことから、要請内容につきまして、大阪広域水道企業団へ意見をさせていただく機会を活用していきます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

回答【健康推進グループ】

大阪府において、医療機関への要請による病床確保や入院調整、搬送体制の整備に取り組まれています。

本市としても、必要な病床確保とともに感染症等の専門医の確保や必要な体制整備について、市長会を通じて国・大阪府に対し、引き続き要望を行います。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、

変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

回答【健康推進グループ】

新型コロナウイルス感染症の陽性者への入院、宿泊療養体制の整備や必要な療養支援策の充実に努めていただくよう国、大阪府に要望しています。

本市では、保健センターにおいて新型コロナウイルス感染症に関する相談支援や必要な情報提供を行っています。また、市広報誌や市ホームページ等において、正確な情報の周知に努めるとともに、大阪府の外国人向けの相談窓口や聴覚障がいのある方へのFAXによる相談窓口などの周知を行っています。今後も市民の不安をできるだけ解消できるよう相談支援や情報提供に努めます。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

回答【健康推進グループ】

本市では、ワクチン接種体制の整備に努め、国の示す方針に従い、対象者で希望する人への早期接種の推進に取り組んでいます。

検査体制については、大阪府において整備が図られており、高齢者施設等への定期的な検査も実施されているところです。本市といたしましては、引き続き検査体制の拡充に努めていただくよう大阪府に要望しています。今後も変異株による感染拡大など必要に応じて、国・大阪府に要望します。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

回答【高齢介護グループ】

新型コロナウイルス感染症の緊急応援策として、介護サービス事業等で使用されているマスクやグローブ等を購入し事業所等へ配布を行うとともに、高齢者を含む世帯や医療・介護・福祉事業所などにマスク等の配布を行っています。

また、感染症のクラスターが発生した際の対応策として、マスクや防護服、フェイスシールド、グローブなどの必要な物品などについても備蓄しており、クラスターが発生した際には、事業所の意向を確認し必要な物品を配布しています。

回答【健康推進グループ】

市内医療機関や介護サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に備え、国からの感染症対策支援物品等の支給を行っています。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

国や大阪府の各種支援制度について市広報誌や市ホームページで引き続き周知啓発に努めるとともに、労務管理などの相談については、引き続き、大阪府や関係機関と連携しながら、相談体制の拡充に努めます。

回答【学校教育グループ】

令和2年度から令和4年度の3年間で学校現場に感染症対策及び学習保障における物品を購入し、環境整備に努めてきました。令和5年度におきましては、購入した物品を適切に活用し、教育活動を止めることがないよう学校を支援します。

回答【保育・教育グループ】

保育所等において感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、持続的に保育を提供できるよう、日常的に必要なとなる感染防止にかかる物品の購入等の費用については、今後も引き続き国や府の制度を積極的に活用しながら補助します。

<継続>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

回答【危機管理室】

本市では大阪府知事の要請内容を踏まえて、本市新型インフルエンザ等対策本部会議（新型コロナウイルス感染症関連）にて協議のうえ対応方針を決定し、市広報誌、市ホームページや登録制メールなどを活用して周知に努めています。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上、接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

回答【健康推進グループ】

本市では、国の方針に従い、接種体制の整備に努め、円滑な接種に取り組んでいます。

また、VRSを活用し、速やかに接種情報の登録を行い、接種記録の適切な管理にも努め、必要時には他自治体との情報連携を行っています。また、市ホームページにおいて市民への正確な情報の提供に努めており、今後も引き続き取り組みます。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

回答【健康推進グループ】

感染症対策では、公衆衛生や医療の専門的知識と技術を持つ保健所の機能は重要であり、保健所がその機能を確実に果たしていただけるよう、保健所体制の強化について国・大阪府に要望を行っています。あわせて市町村に対する具体的な指示や指導等の支援が行われるよう、要望しています。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

回答【健康推進グループ】

新型コロナワクチン接種につきましては、接種券に同封しているお知らせや市ホームページにより、職場や学校、幼稚園、保育所等の周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはならないことを啓発しています。また、市ホームページにおいて、ワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例に関するQ&Aや学校等におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口の周知を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症について、市ホームページや市広報誌等を通じて、正確な情報の発信に努めており、引き続き取り組みます。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方や対策に携わった方々等に対する偏見や差別、インターネット・SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が発生しています。本市では、一人ひとりが人権の視点に立った行動を心がけるよう、市長による動画メッセージや、市広報誌、市ホームページやSNS等での啓発や各機関の相談窓口の周知強化に努めています。

令和2年度から、各種相談窓口を記載した「STOPコロナ差別！！STOPコロナいじめ！！＃正しい理解を＃差別はやめよう」の啓発ポスターや啓発物品を活用した啓発活動に取り組んでいますほか、全庁的にコロナ差別を見逃さないために、令和3年度の職員人権研修において「感染症と人権」をテーマに、コロナウイルスへの不安感がもたらす差別や人権侵害の発生について、社会心理学の視点で研修を行いました。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをないよう、引き続き、市民に対して、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いするとともに人権啓発活動と連動した相談活動の強化に努めます。

また、事業所等における差別的取扱いやパワハラの防止につきましては、大阪狭山市企業人権協議会の活動において、大阪狭山市商工会共催の「企業啓発講演会」において、法改正を踏まえたハラスメント防止について研修を実施しましたほか、大阪企業人権協議会、大阪労働局等と連携しながら事業所等からの相談対応を行っており、今後もコロナ禍における取組みを継続します。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<継続>

① 雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

雇用調整助成金特例措置等の新型コロナウイルス感染症対策支援については、市長会等を通じて、国や府に働きかけます。

<継続>

② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

各種支援制度について、市広報誌や市ホームページで引き続き周知啓発に努めるとともに、関係機関と連携しながら、支給の迅速化へ向けた体制整備を検討します。

<継続>

③ 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支

援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

回答【生活援護グループ】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされ、生活が困窮された方に対しては、生活サポートセンターで相談体制を整え、窓口を一本化して自立支援相談や家計相談、就労支援、住居確保給付金の受付等を行っています。

生活サポートセンターについては、市で毎月情報のページに記載しており、市ホームページの掲載、図書館等の市施設や一部民間の店舗に生活サポートセンターのチラシを配架し、周知を図っています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済状況の悪化が長期化しており、今後も住居確保給付金の期間延長などの必要性があることから、引き続き国の動向を注視し、柔軟に対応していきます。

回答【子育て支援グループ】

令和2年度からひとり親家庭に対して、新型コロナウイルス感染症対策関連の各種給付金の支給事務を行ってきましたが、今後も国施策による給付金事業が実施される場合には、迅速な対応により、ひとり親家庭に確実に給付金がお届けできるよう努めます。また、ひとり親家庭に関わる庁内関係部署との連携を強化し、窓口における相談業務を通じてのきめ細やかな支援に努めます。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

回答【産業振興・魅力創出グループ】

新たな事業所支援制度の創設等について、市長会等を通じて国や大阪府に働きかけます。